

謝金に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人トルシーダ（以下「トルシーダ」という）が支払う謝金について必要な事項を定めることを目的とする。

(謝金対象者)

第2条 この法人の役員および職員以外の者を、この規程による謝金対象者とする。

(謝金の対象となる会議)

第3条 謝金の対象となる会議は、理事会がこの業務の遂行にとって必要もしくは有益であると判断し許可した会議（国内外を問わない）とする。

(会議出席謝金)

第4条 第3条に定める会議に出席した第2条に定める謝金対象者には、対価として謝金を支払うことができる。

(原稿執筆謝金)

第5条 この法人の運営及び活動に必要な原稿を執筆した者には、対価として謝金を支払うことができる。

(講師謝金)

第6条 この法人の運営及び活動に必要な講座等の講師をした者には、対価として謝金を支払うことができる。

(通訳謝金)

第7条 この法人の運営及び活動に必要な通訳をした者には、対価として謝金を支払うことができる。

(会議出席謝金の単価)

第8条 会議出席謝金の単価は、1時間当たり2,000円とする。会議出席謝金は、会議開催時間15分を単位として支給し、会議開催時間に15分未満の端数を生じたときは、15分に切り上げて処理するものとする。

- 2 理事長は、必要に応じて、前項の会議出席謝金の単価を減額することができる。
- 3 理事の過半数の合意があった場合に限り、同条1項の会議出席謝金の単価を増額することができる。

(原稿執筆謝金の単価)

第9条 原稿執筆謝金の単価は、原稿の文字数を400字詰に換算して、400字詰当たり2,000円とする。なお、400字未満は400字に切り上げて処理するものとする。また、翻訳等の外国語を要する原稿に関しては、上記の謝金の単価を1.5倍として計算した額とする。

- 2 理事長は、必要に応じて、前項の原稿執筆謝金の単価を減額することができる。
- 3 理事の過半数の合意があった場合に限り、同条1項の原稿執筆謝金の単価を増額することができる。

(講師謝金の単価)

第10条 講師謝金の単価は、1時間当たり10,000円とする。講師謝金は、講義時間30

分を単位として支給し、講義時間に30分未満の端数を生じたときは、30分に切り上げて処理するものとする。

- 2 理事長は、必要に応じて、前項の講師謝金の単価を減額することができる。
- 3 理事の過半数の合意があった場合に限り、同条1項の講師謝金の単価を増額することができる。

(通訳謝金の単価)

第11条 通訳謝金の単価は、1時間当たり2,000円とする。通訳謝金は、通訳時間15分を単位として支給し、通訳時間に15分未満の端数を生じたときには、15分に切り上げて処理するものとする。

(交通費及び宿泊費等の実費の支給)

第12条 第2条に定める謝金対象者には、第8条、第9条、第10条及び第11条に定める謝金の単価に加えて、交通費及び宿泊費等の実費相当額を支給する。

- 2 理事長は、必要に応じて、前項の交通費及び宿泊費等の実費相当額を減額ができると共に、千円未満の端数を切り上げて支給することができる。

(改正)

第13条 この規程の改正は理事会にて行う。

(雑則)

第14条 この規定に定めのない事項については、理事会に諮って別に定める。

附 則

この規程は、2022年4月1日に遡って適用する。